

中間報告

法令外国語訳・実施推進検討会議

平成17年9月30日

1 はじめに

「法令外国語訳・実施推進検討会議」(以下「当検討会議」という。)は、「今後の司法制度改革の推進について」(平成16年11月26日司法制度改革推進本部決定)に基づき内閣に設置された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の下に置かれ、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項につき総合的かつ多角的な検討を行うことをその任務としている。

当検討会議においては、平成17年2月2日の第1回会合以来、これまで5回の会合を開催し、翻訳のための基本原則、翻訳推進の在り方(対象、方法等)、法令の翻訳の利用(アクセス)を容易にする体制の整備及び法令の改正への対応等継続的作業(メンテナンス)を行う体制の整備について議論するとともに、事務局(内閣官房司法制度改革推進室)を通じて、法令外国語訳の利用者の立場にある外部の有識者に対するヒアリングを行うなどした。また、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する個別具体的な項目につき専門的検討を行うため、学者及び弁護士からなる「作業部会」を設け、名古屋大学大学院情報科学研究科等の研究グループ、関係府省等の協力を得ながら、標準対訳辞書の作成(後記3(3)参照)及び一部法令の翻訳(後記4(2)参照)の作業を行っている。

当検討会議は、連絡会議に対して平成17年9月ころに作業部会の作業状況を含む中間的な報告を行うこととされていることから、これまでの検討結果を踏まえ、意見の一致をみた大きな方向性、今後の議論に当たっての視点や検討の方向等を中間報告として取りまとめることとした。これを連絡会議に報告するとともに一般に公表することにより、広く、各方面の意見・要望等を仰ぐこととしたい。

2 法令外国語訳推進の方向性

(1) 法令外国語訳に対するニーズ

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要である。とりわけ、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進といった観点から、我が国の法令の外国語訳(特に英語訳)を整備する必要性が高いことは、これまで繰り返し指摘されてきたところである。すなわち、経済活動の国際化が進展する中で、我が国の企業が関わる国際取引において我が国の法制度が準拠法などとして広く活用され、もって、我が国の企業が円滑に国際取引を行い得ることは、我が国の国際競争力の強化の観点から、極めて重要な意義を有しており、そのための基盤整備として、国際社会において我が国の法制度

が正確に理解されることが不可欠である。また、我が国の経済発展にとって重要な国家戦略と位置づけられる対日投資を促進するためには、法規制の内容など我が国の法制度の透明性を高めなければならない。さらに、発展途上国に対する法整備支援は、支援先国との連携関係強化につながるとともに、我が国の国際貢献を世界に示すものとして、我が国の国益にかなうものであるところ、これを円滑に進めるためには、我が国の主要な法令が支援先国等によって容易に理解できる形で示されることが必要である。その他、我が国に対する国際理解の増進や在日外国人の生活上の利便向上等の観点からも、法令外国語訳整備の必要性が指摘されている。

(2) 現状と課題（基盤整備の必要性）

上記(1)のような要請に対応するためには、基本法、知的財産関係法、経済関係法、行政手続関係法、労働関係法などニーズが高いとされる法令について、早急に外国語訳が整備される必要がある（第一次的には英語訳を進め、その他の言語への対応については、将来の検討課題とすべきである。）。とりわけ、民法、商法を始めとする基本法等は、基本的な法令用語を多く含んでおり、他の法令の土台となっているともいえるものであるから、できる限り早期に、特に質の高い翻訳を整備しなければならない。

ところで、我が国の法令の英語訳については、従来から、関係府省や民間による個別的な取組がなされており、一定の成果は上げられているものの、ニーズのある法令について最新の改正に対応した翻訳が十分に行われていない、翻訳が存在する場合でも、同じ用語や言い回し等が必ずしも統一的に訳されておらず、無用な誤解を生じている、法令の翻訳についてのアクセスが容易でないなどの問題点が指摘されてきたところである。政府は、ニーズのある法令について、統一的で信頼できる英語訳が進められ、かつ、その翻訳の利用が容易になるよう、以下のとおり、早急に基盤整備を進めるべきである。

3 翻訳のための基本原則（翻訳ルールの策定）

(1) 基本的考え方

統一的で信頼できる法令の英語訳が継続的に行われるようにするためには、政府において、翻訳の基本スタンス（後記(2)参照）及び 主要な用語・言い回し等についての日英対訳等を収録した標準対訳辞書（後記(3)参照）からなる翻訳ルールを策定し、後記(4)のとおり、これに準拠した翻訳が行われるように措

置を講ずるべきである。

この翻訳ルールは、基本的には関係府省、民間団体等において翻訳を行う際の参考となるガイドラインとし、関係府省等がこれに準拠して翻訳を行った場合でも、これを公定訳とはしない（すなわち、法的効力を有するのは法令自体であることから、翻訳はその理解を助けるための参考資料と位置付ける。）こととし、翻訳にあたっては、翻訳ルールに準拠していることや公定訳ではないことなどを含め、翻訳の位置づけを明示することとすべきである。

（２）翻訳の基本スタンス

前記2(1)のような法令外国語訳に対するニーズにかんがみると、我が国の法令の英語訳にあたっては、英米法に関する一定の知識はあるが日本法及び日本語に関する知識はない者（例えば、法律実務家や企業関係者等）を利用者として想定し、そのような利用者が法令の原文の趣旨を理解できるよう、正確で分かりやすい翻訳を目指すものとすべきである。

翻訳の正確性と分かりやすさとの関係については、翻訳の正確性を確保しつつも、分かりやすさを重視し、英語を母国語とする者にとって分かりやすい訳（英語として自然で読みやすい訳）を目指すものとすべきである。具体的には、標準対訳辞書において、後記(3)のとおり、英語を母国語とする者が日本法概念に最も近いイメージを抱き得るような訳語・表現等が選定されていることを前提に、個々の用語・言い回し等については、原則として標準対訳辞書に従って精密に翻訳を行いつつ、例えば、原文では省略されている主語、目的語等を補うなどすることにより、文章全体が英語として自然で読みやすいものとなるよう努めるものとすべきである。

（３）標準対訳辞書

標準対訳辞書においては、個別的な法令用語の他、法令の形式に関する事項及び一般的な言い回し等について、対訳等を整理すべきである。収録項目については、民事、刑事及び行政の各分野における典型的な実体法・手続法で繰り返し用いられる基本的な用語・言い回し等を中心に、特定の分野に限定せず、主要なものが広く含まれるように配慮するとともに、利用しやすさの観点から、整理・配列の方法等を十分工夫すべきである。各項目における対訳については、全体として統一性が確保された翻訳を行うとの見地から、原則として、用語・言い回し等ごとに最も適切な訳語・表現等の一つを示すこととし、例外的に、同じ用語等でも

文脈により異なった訳語・表現等を当てるのが適当と認められる場合には、使い分けの基準を明示しつつ、複数の選択肢を示すべきである。また、各項目には、できる限り用例や注書等を付し、利用者の理解を助けるようにすべきである。

個々の訳語・表現等の選定にあたっては、英語を母国語とする者が日本法の概念に最も近いイメージを抱き得るようなもの（概念的に近いだけでなく、分かりやすいもの）を採用すべきである。例えば、日本法は、元来、大陸法の流れを汲むことから、ラテン語由来の用語が日本法の概念に近い意味を有する場合があるが（抵当権につきhypothec、譲渡につきassignなど）、英語を母国語とする者の間における当該用語の認知度等をも考慮する必要がある。また、日本語の用語等をそのままローマ字表記のみで表示すること（例えば、jokoku, kabushiki-kaisha等）は、英語を母国語とする者の理解を困難にするという指摘がなされており、特段の必要がない限り、行わないものとすべきである。そもそも、日本法の概念と完全に一致する訳語等は存在しないともいえるから、正確な理解のためには注等による補足が不可欠である。逆に、概念的な正確性を期するあまり、英語を母国語とする者にとって、かえって分かりにくい訳語等を選択することも避けられるべきである。また、選定にあたっては、従前の使用例やその傾向を十分考慮すべきであるが、全体としての統一性確保や分かりやすさの観点から、必要な場合には慣行の見直しを行うべきである。

当検討会議では、作業部会を設け、上記の考え方に従って、標準対訳辞書の作成作業を行っているところである。これまでに、関係府省から提出された既存の翻訳データをもとに、名古屋大学大学院情報科学研究科等の研究グループが開発したコンピュータ・システムによって対訳を自動抽出するなどした上、関係府省の知見を利用して対訳の整理等を行った。今後、学者及び弁護士からなる作業部会において更に検討を行い、最終報告では、標準対訳辞書の具体案を提示したいと考えている。

（４）翻訳ルールへの準拠性の確保

上記のような翻訳ルールに準拠した翻訳を推進し、もって、統一的で信頼できる法令英語訳が継続的に行われることを確保するためには、翻訳ルールを一般に公表して自由な利用に供するとともに、関係府省が法令の英語訳を行う場合には、翻訳ルールに従って翻訳を行うものとすべきである。その上で、後記4(2)のとおり、関係府省が翻訳ルールに準拠して主要な法令の翻訳を行えば、民間においても、翻訳ルールが事実上の標準（デファクト・スタンダード）として尊重される

ようになると期待できる。もとより、翻訳ルール自体の完成度が、尊重に値するものでなければならないことは当然である。

もっとも、翻訳ルールに準拠して法令の英語訳を行う場合であっても、正確性や自然性を確保するため、個々の用語等について標準対訳辞書とは異なる訳語等を選択することが適当と思われる場合もあり得る。そのような場合には、原則として、注書において異なる訳語を選択した旨及びその理由を示すべきである。他方、このような訳語等の選択状況を踏まえ、標準対訳辞書についても、後記6のとおり、改訂の要否を検討する必要がある。

なお、翻訳ルールへの準拠性を確保するためには、何らかの公的な認証システムを構築すべきとの意見もあり得るが、幅広くかつ迅速に法令外国語訳整備を実現する観点からは、広く政府及び民間の翻訳を逐一認証するような仕組みを設けることには問題がある。翻訳ルールに準拠していると自称しながら実際には全く準拠していない翻訳が出回るおそれもないではないが、法令の翻訳という対象の性格上、一般に利用される民間訳を提供するのは、当面、出版業者、翻訳業者などの専門業者が多くなると思われ、仮に準拠性が問題となっても、利用者からのクレームなどに基づく市場淘汰などにより相当程度解決されるのではないかと考えられるところであり、認証システムの導入は、将来の検討課題というべきである。

4 翻訳推進の在り方

(1) 基本的考え方

我が国の法令について、統一的で信頼できる英語訳が継続的に行われるようにするためには、政府において、翻訳ルールを策定するだけでなく、一定範囲の法令については、翻訳ルールに準拠した英語訳の整備に努める必要がある。法令の外国語訳については、従来、採算性等の問題から、ニーズがあるにもかかわらず民間における取組が十分には進んでこなかったという実情がある。政府による翻訳ルールの策定（前記3参照）は、民間における取組を促進する一つの要因にはなるであろうが、それだけでは十分とはいえない。ニーズが高く重要な法令については、基盤整備の一環として、政府のイニシアティブで早期に集中して翻訳を整備し、それを踏まえて民間の取組が進められることに期待すべきである。

このように政府が翻訳を整備することは、民間の取組を補完・促進するものである限り、「民間にできることは民間に」という理念に反するものではない。むしろ、上記のように政府が整備する翻訳は、我が国がグローバル化した国際社会

に対応し、国際的な競争力を強化していくためのインフラストラクチャーと位置づけられるべきものである。

他方、現行の、あるいは今後制定される法令のすべてを政府がその負担において翻訳すべきとの議論もあり得るが、膨大な数に上る法令のすべてを、具体的なニーズや民間における取組状況等にかかわらず、政府がその負担において一律かつ永続的に翻訳していくものとするのは、官民の適正な役割分担、受益と負担の在り方、限られた資源の合理的な配分、現実的な実施可能性等の観点から、正当化することができない。結局、政府による翻訳の整備は、基盤整備の目的にかなう範囲で適切な方法を選択して行われるべきである。

(2) 政府による翻訳整備の具体的な在り方

前記(1)のような基盤整備としての法令の翻訳は、早期に集中して計画的に行われる必要がある。これを確実に実施するため、政府は、平成18年度から平成20年度までの3年の期間を対象とした翻訳整備計画を策定し、これに従って前記3の翻訳ルールに準拠した翻訳が整備されるよう、所要の措置を講ずるべきである。

具体的な翻訳整備については、各法令の所管府省の責任において行うのが、所管法令に関する知見の活用の観点からも、作業の合理的な分担の観点からも、相当と考えられる。関係府省は、上記計画に従った翻訳の整備にあたって、翻訳ルールに準拠しているというだけでなく、利用者のニーズに対応した、翻訳として質の高いものを完成できるよう努めるべきである。その際、例えば、所管の独立行政法人、関連団体等による取組を最大限利用することなども考えられるところである（これらの法人等により、翻訳ルールに準拠して翻訳が行われ、かつ、利用者が容易にその翻訳にアクセスできるのであれば、所管府省は同一法令を重ねて翻訳する必要はないであろう）。政府がその負担によって行う個々の翻訳の適否については、毎年度の予算編成過程において個別的な検討を行うことも必要となるが、関係府省は、計画どおりに翻訳整備を推進できるよう最大限努めるべきであるし、総合調整を担当する内閣官房としても、必要な情報の提供など所要の調整事務を行うべきである。そして、上記計画に従った翻訳整備を確実なものとするため、政府は、平成18年度以降も、連絡会議を年1回程度開催し、翻訳整備状況に関するフォローアップを行って、その結果を対外的に公表すべきである。連絡会議においては、フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて翻訳整備計画の内容を修正することもあり得ると考えられる。

上記の翻訳整備計画の策定にあたっては、利用者のニーズを的確に反映するこ

とも必要である。当検討会議においては、利用者のニーズを具体的かつ実質的に反映するためには具体的な法令名を挙げた上でそれらについての意見を集約するのが効果的であるとの観点から、関係府省に対し、上記の3年間に翻訳を整備することが考えられる法令とその整備時期を記載した案の提出を依頼し、その回答を取りまとめて（別添資料1）、これに基づき議論を行っているところである。このリストは、各府省が翻訳の整備を検討している法令の候補を議論のたたき台として取り急ぎまとめたものであり、具体的な翻訳整備対象については、官民の役割分担等を踏まえ、更に精査される必要があるが、今後、各方面の意見・要望等を仰ぎつつ、法令外国語訳推進の意義や利用者の具体的ニーズに照らして上記計画を策定する一助とするために今般公表するものである。

なお、当検討会議では、作業部会において、上記計画とは別に、特にニーズが高く各分野の基本となるような法律14本（別添資料2）の翻訳を平成17年度中に実施し、標準対訳辞書の有用性を検証するとともに、その内容へのフィードバックを図ることを予定している。これらの翻訳については、最終報告と併せて公表し、一般の利用に供したいと考えている。

（3）政府による基盤整備後の翻訳推進の在り方

政府によって法令翻訳の基盤整備がなされ、翻訳ルールが事実上の標準（デファクト・スタンダード）として定着すれば、その後は民間における取組が進展すると考えられるところである。したがって、翻訳整備計画の終了する平成20年度以降の翻訳推進については、基本的に、民間において翻訳ルールに準拠した翻訳が行われることに期待すべきである。

もっとも、いったん整備された翻訳もその後の改正に対応せずに放置されれば無意味なものとなってしまふところ、改正への対応は、元の翻訳を実施した際の知見等を利用するのが合理的といえるから、関係府省が翻訳実施計画に従い翻訳ルールに準拠して翻訳した法令が改正された場合の対応としては、当該府省が改正に対応する翻訳を行うことが考えられる（ただし、民間等において改正への対応がなされる場合は、この限りでない。全面改正のような場合には、次の新規の立法に準じて考えれば足りる。）。また、新規の立法がなされた場合は、民間での取組を原則としつつ、所管府省において、利用者のニーズ、民間等における翻訳の実施状況等を踏まえて適宜対応することを検討すべきである。

5 法令の翻訳の利用（アクセス）を容易にする体制の整備

(1) 基本的考え方

我が国の法令の英語訳については、前記2(2)のとおり、翻訳が存在する場合であっても、法令の翻訳に対するアクセスが容易でないと指摘されている。具体的には、そもそも翻訳の存否自体を知るのが困難である、インターネット上でのアクセスが不便である、最新の法令に対応しているかなど必要な情報が確認できない等の問題点がある。

このような問題点を解決するためには、法令の翻訳を可能な限り一元的に検索・利用できるようにし、法改正への対応状況など必要な情報を確認できる仕組みを設けるなど、利用者の立場に立ったアクセス体制を整備することを検討すべきである。この取組は、我が国が進める行政情報のIT化（利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供）の方向にも沿うものであろう。また、前記3の翻訳ルールについても、広く一般の利用に供するため、法令の翻訳と同様に、十分なアクセスを確保すべきである。

(2) インターネットの活用等によるアクセス体制の整備

今日において、法令の翻訳等への一元的なアクセスを確保するためには、インターネットの利用が不可欠であり、これを積極的に活用するなどしてアクセス体制の整備を検討すべきである。

当面は、例えば翻訳ルールに準拠した関係府省等による翻訳（法令自体のデータを含む対訳データ）を政府機関のホームページに集積し（関係府省等からホームページの管理主体に対して対訳データを提供するためのルール作りが必要となる。）、法改正への対応状況等を明らかにした上、翻訳ルールとともに無償で公開することが考えられる。このホームページにおいては、関連団体等による翻訳についても権利関係の処理ができていない限り広く公開し、権利関係の処理ができていないものについても、存在に関する情報は開示するようにすることが望ましい。さらに、関係府省等による既存の翻訳で翻訳ルールに準拠していないものについても、その旨を明示した上でリンクを張るなどして対応することも考えられる。このホームページでは、集積した対訳データを日本語五十音順、英語アルファベット順、法分野別等に分類するなどして検索の便宜を図るとともに、電子意見箱など利用者の意見を集約し得る仕組みを設けることが考えられる。

そして、後記6の体制が立ち上がった場合には、当該体制において専用のホームページを設け、これに翻訳ルールに準拠した翻訳（対訳データ）を集積して翻訳ルールとともに公開し、より機能的な本格的検索機能を整備することを検討す

べきであろう。

また、翻訳ルールやこれに準拠した翻訳を広く普及させるためには、紙媒体などインターネット以外の手段の活用についても検討すべきである。

6 翻訳ルールの維持等について

前記3で述べた翻訳ルールについては、その策定後も、新たな翻訳や利用者からの意見等を踏まえて改訂が行われる必要がある。また、前記5で述べたインターネットや紙媒体を活用したアクセス体制についても、これを維持・運営するため、継続的な作業が必要となる。これらの継続的作業を行うための体制についての検討が必要である。

この点については、事業の持続性の確保が何より重要と考えられる。多大な時間と労力を投入して策定された翻訳ルールも改訂されずに放置されればいずれ使用に耐えないものとなってしまい、ホームページの維持・運営がおろそかになれば、せっかく実施された翻訳も利用不可能になるなど、事業の持続性が確保されなければプロジェクト全体の成果が無駄になってしまうおそれがあるからである。

その具体的な受け皿としては、政府の機関、独立行政法人、民間団体等が考えられるところであるが、当検討会議としては、いずれの方向性が望ましいかについては未だ十分な議論が行われていない。今後、上記のような視点を踏まえつつ、必要な体制の在り方等について、最終報告までに集中的に検討を行っていく予定である。

7 おわりに - 最終報告に向けて -

冒頭に述べたとおり、当検討会議は、今般、これまでの検討の結果を取りまとめ、これを連絡会議に報告するとともに、外部にも公表し、各方面から広く意見・要望等を仰ぐこととしたい。当検討会議としては、寄せられた意見・要望等を参考にしながら、更に検討・作業を進め、充実した最終報告及び作業結果を示したいと考えている。

本報告中には、例えば平成18年度から平成20年度までの政府における翻訳整備の体制など、具体的な方策の提言も含まれている。これらについては、最終報告を待たずに、連絡会議において、政府として所要の意思決定を行い、早急に対処されることを希望する。

今後、当検討会議においては、本報告に対する各方面の意見・要望等に耳を傾

けながら，残された論点項目や課題について更に検討を深めるとともに，標準対訳辞書の作成及び一部法令の翻訳の作業を進め，最終報告においては，法令外国語訳推進の基盤整備の在り方に関するビジョンと充実した作業結果とを連絡会議に提出したいと考えている。そのため，今後とも引き続き，法令外国語訳推進に対する各方面の幅広い理解と一層の協力・支援をお願いしたい。

(別添資料)

- 1 翻訳整備計画の策定に向けたたたき台(法令所管府省回答一覧)(案)
- 2 作業部会において翻訳を実施する法令一覧

連絡会議構成員一覧

検討会議構成員一覧

作業部会構成員一覧

連絡会議・検討会議開催状況一覧

翻訳整備計画の策定に向けたたたき台(法令所管府省回答一覧)

平成17年9月27日現在

| | 翻訳予定年度 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 内閣官房 | |
| 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 | 18年度 |
| 内閣府 | |
| 公益通報者保護法 | 18年度 |
| 公正取引委員会 | |
| 不当景品類及び不当表示防止法 | 18年度 |
| 下請代金支払遅延等防止法 | 18年度 |
| 官製談合等関与防止法 | 18年度 |
| 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 | 19年度 |
| 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法 | 19年度 |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規程による認可の申請、報告及び届出等に関する規則 | 19年度 |
| 企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針 | 20年度 |
| 防衛庁 | |
| 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 | 18～19年度 |
| 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 | 20年度 |
| 金融庁 | |
| 証券取引法 | 20年度 |
| 総務省 | |
| 行政相談委員法 | 18年度 |
| 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 18年度 |
| 日本電信電話株式会社等に関する法律 | 18年度 |
| 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 | 18年度 |
| 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 | 18年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律 | 18年度 |
| 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | 18～20年度 |
| 電波法 | 18～20年度 |
| 電気通信事業法 | 18～20年度 |
| 統計法 | 18～20年度 |
| 統計報告調整法 | 18～20年度 |
| 事業所・企業統計調査規則 | 18～20年度 |
| 国家行政組織法 | 18～20年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律 | 18～20年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律 | 18～20年度 |
| 放送法 | 18～20年度 |
| 地方自治法 | 19～20年度 |
| 法務省 | |
| 知的財産高等裁判所設置法 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則 | 18年度 |
| 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 | 18年度 |
| 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則 | 18年度 |
| 民法(第2編,第3編第2章～第5章,第4編,第5編) | 18年度 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------|---------|
| 会社法(第1編～第4編) | 18年度 |
| 刑事訴訟法(第1編) | 18年度 |
| 児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 18年度 |
| 国際受刑者移送法 | 18年度 |
| 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 | 18年度 |
| 恩赦法 | 18年度 |
| 恩赦法施行規則 | 18年度 |
| 保護司法 | 18年度 |
| 出入国管理及び難民認定法 | 18年度 |
| 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 18年度 |
| 裁判所法 | 19年度 |
| 裁判の迅速化に関する法律 | 19年度 |
| 会社法(第5編～) | 19年度 |
| 民事訴訟法 | 19年度 |
| 民事執行法 | 19年度 |
| 破産法 | 19年度 |
| 民事再生法 | 19年度 |
| 刑事訴訟法(第2編) | 19年度 |
| 国際捜査共助等に関する法律 | 19年度 |
| 更生保護事業法 | 19年度 |
| 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 19年度 |
| 外国人登録法 | 19年度 |
| 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 | 20年度 |
| 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法施行令 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則 | 20年度 |
| 民事保全法 | 20年度 |
| 会社更生法 | 20年度 |
| 行政事件訴訟法 | 20年度 |
| 商業登記法 | 20年度 |
| 不動産登記法 | 20年度 |
| 国際私法案 | 20年度 |
| 信託法案 | 20年度 |
| 国籍法 | 20年度 |
| 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律 | 20年度 |
| 刑事訴訟法(第3編～) | 20年度 |
| 逃亡犯罪人引渡法 | 20年度 |
| 犯罪予防者更生法 | 20年度 |
| 執行猶予者保護観察法 | 20年度 |
| 外務省 | |
| 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発,生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 | 18年度 |
| 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発,生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令 | 18年度 |
| 独立行政法人国際協力機構法 | 19年度 |
| 独立行政法人国際交流基金法 | 19年度 |
| 財務省 | |
| 日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書(Comprehensive handbook of Japanese Taxes) | 18～19年度 |
| 税法 | 19～20年度 |
| 文部科学省 | |
| ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 | 18年度 |
| 文化財の不法輸出入等の規制等に関する法律 | 18年度 |

| | |
|----------------------------------------------------|------|
| 原子力損害の賠償に関する法律 | 19年度 |
| 技術士法 | 19年度 |
| 学校教育法 | 20年度 |
| 厚生労働省 | |
| 労働組合法 | 18年度 |
| 労働関係調整法 | 18年度 |
| 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 | 18年度 |
| 労働安全衛生法 | 18年度 |
| 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 | 18年度 |
| 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | 18年度 |
| 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律 | 19年度 |
| 検疫法 | 19年度 |
| と畜場法 | 19年度 |
| 児童福祉法 | 19年度 |
| 障害者自立支援法 | 19年度 |
| 介護保険法 | 19年度 |
| 厚生年金保険法 | 19年度 |
| 職業安定法 | 19年度 |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律 | 19年度 |
| 雇用保険法 | 19年度 |
| 社会福祉法 | 20年度 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法 | 20年度 |
| 健康保険法 | 20年度 |
| 労働者災害補償保険法 | 20年度 |
| 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 20年度 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 20年度 |
| 職業能力開発促進法 | 20年度 |
| 農林水産省 | |
| 食料・農業・農村基本法 | 18年度 |
| 家畜伝染病予防法 | 18年度 |
| 森林・林業基本法 | 18年度 |
| 水産基本法 | 18年度 |
| 外国人漁業の規制に関する法律 | 18年度 |
| 植物防疫法 | 19年度 |
| 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 | 19年度 |
| 水産資源保護法 | 19年度 |
| 漁業法 | 20年度 |
| 経済産業省 | |
| 意匠法 | 18年度 |
| 実用新案法 | 18年度 |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 18年度 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 18年度 |
| 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 | 18年度 |
| 電子署名及び認証業務に関する法律 | 18年度 |
| 電気用品安全法 | 18年度 |
| 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 | 18年度 |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 | 18年度 |
| エネルギー政策基本法 | 18年度 |
| エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 18年度 |
| 石油の備蓄の確保等に関する法律 | 18年度 |
| 電気事業法 | 18年度 |
| 有限責任事業組合契約に関する法律 | 18年度 |
| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | 18年度 |

| | |
|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 | 18年度 |
| 輸出貿易管理令 | 18～20年度 |
| 輸入貿易管理令 | 18～20年度 |
| 半導体集積回路の回路配置に関する法律 | 18～20年度 |
| 外国為替及び外国貿易法 | 19～20年度 |
| 工業標準化法 | 19～20年度 |
| 計量法 | 19～20年度 |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 19～20年度 |
| 家庭用品品質表示法 | 19～20年度 |
| 消費生活用製品安全法 | 19～20年度 |
| 大規模小売店舗立地法 | 19～20年度 |
| 商品取引所法 | 19～20年度 |
| 割賦販売法 | 19～20年度 |
| 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法 | 19～20年度 |
| 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 | 19～20年度 |
| 熱供給事業法 | 19～20年度 |
| ガス事業法 | 19～20年度 |
| 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 19～20年度 |
| 原子力災害対策特別措置法 | 19～20年度 |
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 | 19～20年度 |
| 鉱業法 | 19～20年度 |
| 石油及び可燃性天然ガス資源開発法 | 19～20年度 |
| 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法 | 19～20年度 |
| 揮発油等の品質の確保等に関する法律 | 19～20年度 |
| 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律 | 19～20年度 |
| 国土交通省 | |
| 土地基本法 | 18年度 |
| 北海道開発法 | 18年度 |
| 国土総合開発法(国土形成計画法に改正予定) | 18年度 |
| 航空・鉄道事故調査委員会設置法 | 18年度 |
| 建設業法 | 19～20年度 |
| 都市計画法 | 19～20年度 |
| 河川法 | 19～20年度 |
| 道路法 | 19～20年度 |
| 住宅建設計画法 | 19～20年度 |
| 船舶油濁損害賠償保障法 | 19～20年度 |
| 港湾法 | 19～20年度 |
| 航空法 | 19～20年度 |
| アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 | 19～20年度 |
| 貨物利用運送事業法 | 19～20年度 |
| 測量法 | 19～20年度 |
| 国土利用計画法 | 19～20年度 |
| 鉄道事業法 | 19～20年度 |
| 貨物自動車運送事業法 | 19～20年度 |
| 港則法 | 19～20年度 |
| 気象業務法 | 19～20年度 |
| 海難審判法 | 19～20年度 |
| 環境省 | |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 18年度 |
| 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 18年度 |
| 環境基本法 | 18～20年度 |
| 循環型社会形成推進基本法 | 18～20年度 |
| 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 18～20年度 |

| | |
|--------|------|
| 人事院 | |
| 国家公務員法 | 18年度 |

作業部会において翻訳を実施する法令一覧

1 基本法

- ・民法第1編，第3編第1章（296条）法務省
- ・刑法（264条）法務省
- ・個人情報の保護に関する法律（59条）内閣府

2 知的財産関係法

- ・特許法（204条）経産省
- ・商標法（85条）経済産業省
- ・不正競争防止法（12条）経済産業省
- ・著作権法（124条）文部科学省
- ・種苗法（62条）農林水産省

3 経済関係法

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（100条）公正取引委員会
- ・製造物責任法（6条）内閣府
- ・消費者契約法（12条）内閣府

4 行政手続関係法

- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（27条）総務省
- ・行政手続法（38条）総務省

5 労働関係法

- ・労働基準法（121条）厚生労働省

合計 14本

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する
関係省庁連絡会議構成員一覧

| | |
|-----|-----------------------|
| 議 長 | 内閣官房副長官補 |
| 副議長 | 内閣官房内閣審議官（司法制度改革推進室長） |
| 構成員 | 内閣府大臣官房長 |
| | 金融庁総務企画局長 |
| | 警察庁長官官房長 |
| | 公正取引委員会事務総局官房審議官 |
| | 防衛庁長官官房長 |
| | 総務省大臣官房長 |
| | 法務省大臣官房長 |
| | 外務省大臣官房長 |
| | 財務省大臣官房長 |
| | 文部科学省大臣官房長 |
| | 厚生労働省大臣官房長 |
| | 農林水産省大臣官房長 |
| | 経済産業省大臣官房長 |
| | 国土交通省大臣官房長 |
| | 環境省大臣官房長 |

法令外国語訳・実施推進検討会議構成員一覧

<有識者> (五十音順, 敬称略)

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| アラン・D・スミス | A I G Companies , Japan and Koreaリージョナルバイスプレジデント (法務・政府関係担当) |
| 内田 晴康 | 弁護士, 森・濱田松本法律事務所 |
| 垣貫 ジョン | 外国法事務弁護士, ベーカー・アンド・マッケンジー外国法事務弁護士事務所 |
| 柏木 昇 | 中央大学教授 |
| 後藤 修 | トヨタ自動車株式会社法務部長 |
| 布施 優子 | 日本テレビ放送網株式会社編成局編成センターマーケティング部長 |
| 松浦 好治 | 名古屋大学教授 |

<関係府省>

内閣官房司法制度改革推進室参事官
内閣府大臣官房総務課長
金融庁総務企画局企画課長
警察庁長官官房参事官
公正取引委員会事務総局官房総務課長
防衛庁長官官房文書課法令審査官
総務省大臣官房総務課長
法務省大臣官房秘書課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房文書課長
文部科学省大臣官房総務課長
厚生労働省大臣官房参事官 (総務担当)
農林水産省大臣官房文書課長
経済産業省大臣官房総務課長
国土交通省大臣官房総務課長
環境省大臣官房総務課長

<オブザーバー>

人事院事務総局企画法制課法制調査室長
最高裁判所事務総局総務局第一課長

作業部会構成員一覧

<学 者> (五十音順, 敬称略)

| | |
|-----------|-----------------|
| 柏木 昇 | 中央大学法科大学院教授 |
| 久保田 隆 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 小島 立 | 九州大学大学院法学研究院助教授 |
| 島並 良 | 神戸大学大学院法学研究科助教授 |
| 田澤 元章 | 名城大学法学部教授 |
| ダニエル・ローゼン | 中央大学法科大学院教授 |
| 福田 守利 | 神田外語大学教授 |
| マルコム・スミス | 中央大学法科大学院教授 |

<弁護士> (五十音順, 敬称略)

| | |
|--------|-------------------|
| 伊藤 理 | あさひ・狛法律事務所 |
| 児島 幸良 | 森・濱田松本法律事務所 |
| 小舘 浩樹 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 |
| 酒井 竜児 | 長島・大野・常松法律事務所 |
| 佐藤 理恵子 | 西村ときわ法律事務所 |
| 達野 大輔 | 東京青山・青木法律事務所 |
| 矢吹 公敏 | 日本弁護士連合会国際室長 |
| 山口 芳泰 | T M I 総合法律事務所 |

連絡会議・検討会議開催状況一覧

< 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議 >

第1回会合 平成17年1月27日

第2回会合 平成17年8月2日

< 法令外国語訳・実施推進検討会議 >

第1回会合 平成17年2月2日

第2回会合 平成17年4月19日

第3回会合 平成17年5月26日

第4回会合 平成17年7月27日

第5回会合 平成17年9月27日